

長浜市告示第230号

長浜市旧国民宿舎つづらお荘譲渡促進交付金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

旧国民宿舎つづらお荘譲渡促進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧国民宿舎つづらお荘（以下単に「つづらお荘」という。）を社会経済情勢の変化に対応した施設に再整備し、地域活性化に資する施設として再稼働することを加速するため、予算の範囲内において旧国民宿舎つづらお荘譲渡促進交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、つづらお荘の譲渡に係る公募型プロポーザル選定委員会において譲渡先候補者として選定され、長浜市議会の議決をもってつづらお荘の譲渡を受ける者で、つづらお荘を再整備する事業（以下「再整備事業」という。）を行い、かつ、再整備事業が完了した後につづらお荘において旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（以下「旅館業」という。）を行うものとする。

(交付対象期間)

第3条 交付対象期間は、令和6年度の1年間とする。

(交付金の対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、建物の改築、修繕及び解体並びに土地の購入に係る費用その他市長が認める経費とする。ただし、交付対象者が国、地方公共団体その他公共的団体から補助金等の交付を受ける場合は、交付対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

(交付金の限度額)

第5条 交付金の限度額は5,000万円とする。

(実績報告書等)

第6条 交付金の交付決定を受けた者は、再整備事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第14条第1項の市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 再整備事業の実施に要した経費の支出を証明する書類
- (2) 再整備事業の実施状況がわかる写真又は画像データ

(交付金の返還等)

第7条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 市長が別に定める期間中、市税等を滞納したとき。
- (2) 市長が別に定める期間中に旅館業の継続ができなくなったとき。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (3) つづらお荘の引渡しの日から起算して1年以内に再整備事業の工事に着手しないとき。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (4) つづらお荘の引渡しの日から起算して3年以内に旅館業の用途に使用しないとき。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (5) その他市長が交付対象者として不適当であると認めたとき。

(報告及び調査)

第8条 市長は、交付対象者に対し、必要に応じて報告若しくは資料の提出を求め、又は実地調査をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。